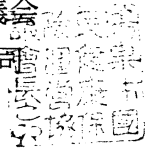




令和5年10月27日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市国民健康保険運営協議会
会長 金子 官 司



鴻巣市国民健康保険税率の改正について（答申）

令和5年9月28日付け鴻国保第1096号で諮問のあった標記の件について、当協議会で慎重に審議を行った結果、意見を付して下記のとおり答申する。

記

1 令和6年度国民健康保険税率について

(1) 基礎課税額

- ・所得割率を現行の100分の6.90から100分の6.80とすること。
- ・均等割額を現行の27,000円から27,500円とすること。

(2) 後期高齢者支援金等課税額

- ・所得割率を現行の100分の2.30から100分の2.75とすること。
- ・均等割額を現行の13,000円から16,000円とすること。

(3) 介護納付金課税額

- ・所得割率を現行の100分の2.20から100分の2.40とすること。

2 附帯意見

(1) 令和9年度に予定される埼玉県内の保険税水準の準統一を見据え、毎年埼玉県が示す標準保険税率を参考に、負担を先送りすることのないよう、計画的、段階的に保険税率の改正を行うとともに、一般会計からの法定外繰入れについても解消すること。

(2) 特定健診受診率の向上を図り疾病の早期発見に努めるとともに、次期「鴻巣市データヘルス計画」を基に、医療費の動向を分析し、本市の疾病状況に合わせた予防事業、早期発見・早期治療の観点に立った施策を効果的に推進し、医療費

の削減に努めること。また、衛生部門や介護部門との連携を図り、効率的・効果的な事業実施に努めるとともに、被保険者自らの健康管理と適正な医療受診への啓発を行い、健康に関する意識を高めるよう努めること。

(3) 国保財政は、被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費が高いという構造的課題を抱えており大変厳しい状況にあるが、被保険者においても厳しい社会経済情勢にあることから、税率改正にあたっては、広報誌やホームページ等を活用し、分かりやすく丁寧な説明を行い、市民への周知を図り、税率改正への理解を高めること。

また、少しでも負担を抑え、受益と負担の公平性を確保するため、保険者として一層の対策を講じ、医療費の適正化及び保険税収納率の維持・向上に努めること。

(4) 「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）」では、令和9年度に予定される埼玉県内の保険税水準の準統一後は、保健事業を実施する費用についても納付金及び標準保険税率に反映することとされているため、税負担の軽減と医療費削減の効果の両面から、保健事業の在り方について検討を行うこと。